

神奈川県における無人マルチローターによる農薬の空中散布の実施について

1 趣旨

無人マルチローターによる農薬の空中散布は、防除作業の負担軽減及び生産性の向上に資する技術の一つであり、本県においても無人マルチローターによる農薬の空中散布の実施が見込まれます。

このため、農薬の空中散布を実施する者（以下「実施者」という。）が行う手続き等を定め、農薬の空中散布の実施状況を把握し、市町村など関係機関で情報共有します。また、必要に応じて実施者に対して助言指導等を行い、農薬の安全かつ適正な使用の推進を目的とするものです。

2 実施者の責務

実施者は、次の法令を遵守するとともに、関係通知に留意してください。

- (1) 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）
- (2) 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）
- (3) 無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン（令和元年 7 月 30 日付け元消安第 1388 号農林水産省消費・安全局長通知、以下「安全ガイドライン」という。）
- (4) 住宅地等における農薬使用について（平成 25 年 4 月 26 日付け 25 消安第 175 号・環水大土発第 1304261 号、農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）
- (5) その他、無人マルチローターの安全飛行や農薬の安全使用に係る各種通知

3 実施計画書の提出・情報提供

- (1) 実施者は、農薬の空中散布を実施する場合、実施場所の市町村名、実施予定月日、作物名、散布農薬名、10 a 当たりの使用量又は希釈倍数等を記載した無人マルチローターによる農薬の空中散布実施計画書（以下「実施計画書」という。）（別記様式 1）を作成し、実施する 14 日前までに県環境農政局農水産部農業振興課（以下「農業振興課」という。）に提出してください。
- (2) 農業振興課は、提出のあった実施計画書の内容を確認し、実施主体に対して必要に応じて助言指導するとともに、実施場所の市町村並びに畜産課及び農業技術センター等（以下「県関係機関」という。）へ情報提供します。
- (3) 農業振興課及び県関係機関は、実施計画書に基づく農薬の空中散布の実施を確認するため、必要に応じて現地調査を行います。

4 実施報告書の提出・情報提供

- (1) 実施者は、農薬の空中散布を実施した場合は、実施場所の市町村名、実施月日、作物名、散布農薬名、10 a 当たりの使用量又は希釈倍数等を記載した無人マルチローターによる農薬の空中散布実施報告書（以下「実施報告書」という。）（別記様式 2）を作成し、速やかに農業振興課に提出してください。
- (2) 農業振興課は、提出のあった実施報告書を実施場所の市町村及び県関係機関へ情報提供します。

5 事故発生時の報告

- (1) 安全ガイドライン第3の1の(1)の農薬事故が発生した場合の同第3の2に基づく事故報告書の提出先は、農業振興課とします。
- (2) 安全ガイドライン第3の1の(2)の航空法に基づく事故及び(3)の航空法に基づく重大インシデントが発生した場合、実施者は、同第3の8に基づく報告のほか、遅滞なく農業振興課にも報告してください。
- (3) 農業振興課は、(1)及び(2)の報告があった場合、実施場所の市町村及び県関係機関へ情報提供します。

6 防除関係者講習会の受講

実施者のうち、農業者等から農薬散布を受託し、又は請け負って実施する者は、農業技術センターが主催する「防除関係者講習会」の受講に努めてください。

7 情報管理の徹底

情報提供にあたっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年12月23日神奈川県条例第63号)等に留意します。

8 その他

無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る技術開発の状況等を踏まえ、必要に応じて見直します。

附則 この実施通知は、令和2年12月8日から施行する。

附則 この実施通知は、令和6年7月9日から施行する。